

# しんきん純金積立

預・20

平成26年12月16日現在

商品名 (愛称)	きたしん純金積立
ご利用いただける方	・個人の方のみ
取扱期間	・契約期間は1年間 ただし、解約の申し出がない限り自動継続となります。
預入 (金の購入)	
(1)購入方法	・毎月の購入(積立)金額を1ヵ月の営業日数で割った金額分の「金」を、毎日自動に購入いただき、提携先である三菱マテリアル株式会社において保護預かりします。 なお、購入代金は毎月17日(当金庫休業日の場合は翌営業日)にご指定口座より自動引落としとなります。
(2)購入金額	・毎月3,000円以上 ただし、年2回のみ、1,000円以上1,000円単位で増額可能。
(3)購入単位	・1,000円単位
払戻方法	・金地金の全量を売却する方法と金地金の現物を受取る方法及び金貨等と等価交換する方法があります。ただし、売却の場合、信金中金の売却当日の店頭買取り価格で売却し、積立金額引落とし口座に入金します。 なお、金は価格変動商品であるため、売却時の相場によっては売却損が生じる可能性があります。
税金	・金地金の売却には消費税が課税されます。 ・金地金を売却して利益が発生した場合の税金につきましては、最寄の所轄税務署等にお尋ね下さい。 ・一度受取った金地金の現物を売却して利益が出た場合は、譲渡所得として取扱われます。
手数料	年間手数料 … 864円(消費税含む) 購入手数料 … 購入金額1,000円につき月額30円(消費税含む)
金の価格情報 入手方法	・金価格は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部(9時～17時、電話：0120-778-211)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

その他参考  
となる事項

- 金は本来相場変動性商品ですが、しんきん純金積立は毎日一定額分を購入していくので、価格変動の影響を比較的小さく抑えることができます。
  - 金価格の変動要因としては、金の生産と需要のバランスのほか、一般的に次のようなものがあります。
    - 上昇要因…インフレまたはインフレ懸念、金利の下降、原油価格の上昇、株や債券の下落、国際情勢が緊張状態にあるとき等
    - 下降要因…デフレ、金利の上昇等
- ※上記のほか、為替相場によっても影響を受けます。

北 群 馬 信 用 金 庫